

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2023年（令和5年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	幅員 m	延長 m
		点		
1	辻堂 688号線	辻堂東海岸二丁目2番36地先	4.5	29.7
		辻堂東海岸二丁目2番50地先		
2	村岡 589号線	並木台二丁目16番7地先	4.5	15.8
		並木台二丁目16番3地先		
3	藤沢 783号線	大鋸字外原1062番4地先	4.5	39.5
		大鋸字外原1064番1地先		
4	明治 531号線	羽鳥三丁目1039番71地先	6.0 ～ 6.5	30.5
		羽鳥三丁目1039番80地先		
5	明治 532号線	城南一丁目2704番1地先	4.5	28.7
		城南一丁目2704番16地先		
6	六会 918号線	石川五丁目3番26地先	5.5	16.7
		石川五丁目3番26地先		
7	遠藤 390号線	遠藤字東原3222番12地先	4.5	37.8
		遠藤字東原3222番15地先		

提案理由

辻堂688号線ほか6路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。